

青森市農業集落地域活性化支援事業補助金

【 農業集落地域活性化支援事業とは 】

地域の農業者が中心となって取り組む、地域農業の活性化に向けた事業を実施しようとする団体に対して、補助金を交付することにより、その活動を支援する事業です。



【 補助対象となる事業 】

地域の複数の農業者を含む地域の団体が、地域の農業を活性化させるために行う事業

- ※ 地域の団体：農地を含む市内の任意の地域に所在する町内会、企業、子ども会などの団体で、事業に主体的に取り組む複数の農業者を含むもの
- ※ 農業者：青森市の地域計画の目標地図に位置付けられた農業者で、青森市内に在住の者

【 補助対象となる事業例 】

例①) 地域に人を呼び込む、地域の農業を知ってもらう活動

- ▶ 高齢者や子どもの収穫体験による地域農業の魅力発信活動
- ▶ 地域農作物への共通ラベルの導入による地域ブランド化活動 など

例②) 地域の農作物の活用、農業収益の向上を図る活動

- ▶ 地域で収穫された農作物を活用した特産品づくり
- ▶ 地域農業者が連携し行う手間のかからない農作物への作付転換 など



※ 下記の場合など、事業によっては補助対象とならないため、予定している事業について不明な点がある場合は下記お問合せまでご相談ください。

- ▶ 備品購入や修繕を行うのみで地域の団体が参加する活動が伴わないもの
- ▶ 事業のすべてを委託し地域の団体の活動が一切伴わないもの
- ▶ 地域の団体の懇親や娯楽、周年記念のみを目的とする事業 など

【 補助金の額及び補助対象となる経費 】

1) 補助金額：補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨) (※補助金の限度額 30万円以内)

2) 補助対象となる経費

地域の団体が事業を実施するために要する経費 (裏面の経費の一例をご参照ください。)

- ※ 国・県・市等が交付する他の補助金を受けて実施する事業は補助対象外です。
- ※ 民間団体の助成制度を活用する場合は、補助対象経費から助成額を差し引いた額となります。

【 留意事項 】

1) 対象となる事業数は、一地域につき一事業です。

※ 地域の中に当該年度においてほかの事業で対象となる土地の範囲を含むことはできません。

2) 活用を検討したい場合は、下記お問合せ先まで事前申請内容等をご相談ください。

3) 申請締切 **令和8年6月30日(火)**



お問合せ

青森市 農林水産部 農業政策課(青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1)
☎ 0172-62-1156 FAX 0172-62-9369
E-mail:nogyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp



青森市
AOMORI CITY

補助対象となる経費の一例

経費	補助対象(例)
謝礼・報償	▶ 講習会等の講師への謝礼(※1)
消耗品費	▶ 紙食器類代、事務用品代
飲食経費	▶ 事業の目的に必要な食材代(※2)
燃料費	▶ 草刈機や発電機の燃料代
印刷製本費	▶ チラシ・ポスターの印刷代 ▶ 写真現像代
借上料	▶ 運搬車輛や発電機、草刈機等の借上料 ▶ 音響機器の借上料
使用料	▶ 会場(施設)使用料、コピー代
役務費	▶ クリーニング代、傷害保険料(※3)
備品購入費	▶ 事業の趣旨から認められる備品代
材料費	▶ 花苗代、肥料代、木材代、ペンキ代、釘・針金代

《補助対象とならない経費》

※1 「謝礼・報償」のうち下記の場合

作業手当として出演団体や個人へ支払う謝礼、まつりのステージの出演料、参加賞に配布する菓子・ジュース・日用品 など

※2 「飲食経費」のうち下記の場合

事業完了時の打ち上げ経費や、夏祭りの出店・模擬店等の食材費、会議等の飲料代、反省会・懇親会等の経費 など

※3 傷害保険料

補償内容が補助対象事業のみを対象としている場合に限り対象となり、その他の事業も補償内容に含まれる場合は対象となりません。

例)	事業名・実施期間	補償期間	対応
	農作業体験イベント 10月10日	10月10日のみ	○ 対象
		4月1日～翌年3月31日	× 対象外

※4 交通費

地域の団体の移動のための交通費(バスの借上代、電車・バス・タクシー代等) など

※5 抽選会等の実施に係る景品代

抽選会の景品や運動会の賞品等

※6 施設や設備の整備のみが目的の備品購入費・備品修繕

地域の団体の活動がともなわず施設や設備の整備のみが目的の備品購入・修繕費は補助の対象となりません。

(本市では単価が1万円以上(消費税込)の物品は備品として扱います。)